

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
びっくり市利府店  
利府町神谷沢土地区画整理事業内13街区2, 3, 4番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社野川食肉食品センター代表取締役 野川喜弘  
山形県天童市老野森三丁目2番6号
- 3 市町村の意見の概要  
(1) 騒音規制法, 振動規制法に係る特定施設を設置する場合は届出が必要である。  
(2) 食品残渣についてはSKバイオマスセンターに搬入を要望する。
- 4 地域住民等の意見の概要  
意見なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 6 縦覧期間  
平成24年9月14日から平成24年10月15日まで(ただし, 閉庁日を除く。)